

越境E C導入支援実施業務における公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務においては、市内中小企業に対して、専門家によるフォローアップのもと、越境E Cを活用したテストマーケティングに基づく市内中小企業の海外事業の取組を支援し、販路拡大を促進する。なお、業務の実施にあたっては、幅広い業種かつ様々な規模の市内中小企業の特性を活かした販促支援に取り組むとともに、初めて海外展開に取り組む企業に対してもニーズを踏まえた支援をして、市内中小企業の海外展開手法の裾野を拡大することを目標とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 経商産振委第20号 越境E C導入支援実施業務

(2) 業務内容

別紙「越境E C導入支援実施業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(4) 契約上限金額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税10%を含む）を提案金額の上限とする。

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い、2回払い（2回目の支払いは業務完了後とする）

(6) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（令和6年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 自社の越境E Cモールを所有しており、越境E Cモールの出品枠を確保できること。
- (7) 過去、静岡県内の地方公共団体が発注した本件類似事業の受託実績があること。
- (8) 越境E Cモール支援を主とした業務を行う事業者であること。
- (9) 仕様書に合致した業務を確実に実施できること。

4 審査スケジュール（例）

内容	期間	注意事項
質問受付	令和7年5月27日（火）正午まで	質問書【様式5】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和7年5月29日（木）中	静岡市ホームページで公開します。
企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	令和7年6月2日（月）正午まで（必着）	専用フォームから提出。 ※5、6に記載のとおり
書類選考（1次選考）	令和7年6月2日（月）から 令和7年6月3日（火）まで	応募者が5者に満たない場合は書類選考を行いません。
書類選考（1次選考）審査結果通知	令和7年6月3日（火）	書類選考で審査した業者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知します。
プレゼンテーション（2次	令和7年6月5日（木）	※詳細は「8（1）」に記載

選考)		のとおり
最終審査結果の通知	令和7年6月9日(月)以降	プレゼンテーション(2次選考)の参加者全てにメールにて通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和7年6月16日(月)正午まで	
説明要求に対する回答	令和7年6月18日(水)中	

5 提出書類等

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書【様式1】
- ② 会社概要書【様式2】
- ③ 類似事業実績報告書【様式3】
- ④ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】
- ⑤ 商業登記簿謄本の写し(直近3カ月以内のもの)
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書(直近1年度分)の写し
- ⑦ 納税証明書(直近のもの)の写し
 - ・国税:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・市税:静岡市に納税義務がある場合は法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- ⑧ 企画提案書(様式は任意)

※過去に行った本件類似事業の事例について記載すること。特に、販売数量及び金額の実績、並びに静岡県内の地方公共団体からの受託実績は詳細に記載すること。
- ⑨ 参考見積書

※見積金額は税込・積算内容を具体的に記載すること。宛先は静岡市長とし、代表者印を押印。

(2) 提出方法

以下の参加申込フォームから提出すること。

<URL><https://logoform.jp/form/79j2/1049808>

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式

- ① 用紙サイズはA4番を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- ② ファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF形

式としてください。

- ③ 提案書のページ数制限はありませんが、簡潔な内容としてください。

(2) 記載事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載してください。

なお、記載に当たっては、「越境E C 導入支援実施業務 審査基準」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載してください。

(3) その他留意事項

- ① 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載してください。
- ② 企画提案書の提出は、1社につき1提案とします。

7 書類選考（1次選考）

(1) 実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、5者程度を審査します。
- ② 企画提案審査基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査します。
- ③ 応募者が5者に満たない場合は、書類選考を行いません。

(2) 書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知します。

8 プレゼンテーション（2次選考）

(1) 実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
 - ア 準備：3分
 - イ 説明：10分
 - ウ 質疑応答：10分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行って下さい。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ モニターは事務局が用意します。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。
- ⑦ 当日のプレゼンの発表時間等の詳細は別途通知します。

(2) 評価者

本市が設置する越境E C導入支援実施業務審査会における審査員が評価者となります。

(3) 企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

(4) 要求水準を満たさない場合

提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、審査員の合計点数が7割未満の場合又は審査員のうち1名でも評価点の合計が25点を下回った場合は、候補者の特定をしません。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

10 契約手続き等

選定結果の通知後、候補者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行う。

11 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。
- (7) （長期継続契約対象の場合）この業務に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律

第67号) 第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この業務に係る予算の減額又は削除があったときは、静岡市は、この契約を変更又は解除することができる。

12 事務局（問合せ先）

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 経営支援係（担当：大石）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

Tel 054-354-2346 Fax 054-354-2132

E-mail sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

越境 E C 導入支援実施業務 審査基準

提案（評価）項目		評価内容	配点	倍率	点数
視点 1	①実施体制について	運営、フィードバックまで一貫して実施できるか。	5 点	× 1	5 点
	②実績について	類似事例において支援事業者の販売数量などで十分な実績を持っているか。静岡県内事業者の輸出支援の十分な実績を持っているか。	5 点	× 1	5 点
視点 2	③事業コンセプトについて	事業コンセプトが明確であり、仕様書記載の目的が達成可能な提案となっているか。	5 点	× 1	5 点
視点 3	④セミナー開催業務について	輸出規制など、事業に必要な情報を学ぶことができる内容となっているか。	5 点	× 1	5 点
	⑤事業者募集、選定、事前面談、伴走支援について	事業者募集の告知は効果的な方法であるか。伴走支援中のフィードバックはアクセス分析結果とマーケティングの視点に基づくものであり、頻度は適切であるか。	5 点	× 3	15 点
	⑥越境 E C モール出品代行支援及びモールの販売管理業務について	効果を見込める越境 E C モールが提案されているか。	5 点	× 2	10 点
	⑦ショールームプロモーションについて	販売促進を見込むことのできるショールームの提案がなされているか。	5 点	× 1	5 点
合計					50 点